



月刊 動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話(鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 043(222)7207番

92.12.7 No. 3703

無資格運転云何とひき直した!

無資格の者に通常ダイヤの間をぬって無資格の運転させ本線上で訓練

訓練車が走る!

千葉支社は、昨年三月から今年十月にかけて、自動車の操縦資格しか持たない者に電車のハンドルを持たせ、本線上で異常時を想定した「実設訓練」を行なわせていた。この間JR各社の「無資格運転」が社会的な問題として指摘されているとおり、これは明らかな違法行為であり、運転保安上も断じて許されるべきことではない。

現場では当初から問題点が指摘され続けており、動労千葉も、この訓練のあり方について、すでに七月二八日の団交の場で問題点を指摘していた。しかし当局は、その後のこの訓練を続けている。

動労千葉は、十一月二十四日、改めて千葉支社に対し、無資格運転を行なわせたことについての経過、具体的な事実および責任を明らかにすることを申し入れ、十一月四日に団交が開催された。ところが、団交の席上、千葉支社は何と、「安全上問題はないからいい」として聞き直ったのである。しかも、この団交の前日には、副社長が会見し、JR東日本でも無資格運転を行なっていた事について、「申し訳なかった」と語ったその矢先の話である。一体千葉支社はどうなってしまったのであるのか――

操縦資格すら無視して問題はなしと強弁!!

【団交の主な経過】

組 電車の操縦資格は運輸省令で明確に定められているもの

であるにもかかわらず、それを開き直るとはどういうことか。昨日副社長が非を認めているにもかかわらず、一体今

回の問題をいかに受けとめているのか、本来ならば、運輸部長なり責任ある立場の者が出席し、しかるべき対応をするべきではないか。

「安全上問題はなかった」などと言う主張事態、重大な問題である。われわれは、今問題と比べても、今回の件は、より危険な行為であることを指摘せざるを得ない。何故ならば、今回の無資格運転は、通常のダイヤの間をぬつて、訓練列車を走らせているのである。事故はこのような時に起きるものである。

これは、信楽高原鐵道の事故を見れば明らかなことだ。われわれは、千葉支社の聞き直りを断じて許すことはできない。

当 この訓練は、最大限の効果をあげるために、全区の乗務員を一同に集めて集中的に実施訓練を行なつたものであり成を目的としている。車種・

線区を問わず行なつたが、熟練した指導者が受講者の脇に付き添つていている。

組 必要な要件とは何か?

組 運輸省令では、内燃車と電気車とでは操縦資格が違うではないか。無資格運転であるという認識はないのか。

組 確かに甲種電気車と甲種内燃車と操縦資格が別個である

組 確かに甲種電気車と甲種内燃車と操縦資格が別個であるといふ意味で若干問題はあるが、規定類は熟知しており、

組 線路や車両を熟知している指導者も乗つてゐるので少なくとも安全上は全く問題ない。

組 そういう問題ではない一無資格で本線上を運転させる

組 いうこについて正しいと思つ

組 通勤するか?

組 うつてしまつてゐるのか――

てゐるのか、間違つていたのか。省令にまで違反する行為を行なつて開き直る会社が何処にあるのか。

当 運輸省令に違反したというかを判断するのは私たちではない。必要な要件はそなえてやつたと考えている。

当 必要な要件とは何か?

当 車両なり、当該線区を熟知している指導者が乗つている

組 会社の言つてることとは、

安全上問題がなく、お客様や荷物を乗せていないければ、運送業者が、公道上で勝手に無免許の者に運転させて訓練しても構わないという論理だ。こんなことが通用すると思つてゐるのか。

当 それとは事情が違う。

組 営業線区を無資格で運転させることの何處が違うのか。

当

組 そもそも、操縦資格をもつても、始めての線区を運転する場合は、最低五回は線路見習いを行なわなければならぬことを運輸省が定めているではないか。

当 線路見習については運輸省令では決まっていない。

組 指導事項に定められているではないか。

当 指導にはあります。

実際の業務とかけ離れたことをやらせて、何が訓練か！

動労千葉申第8号（申入書）に対する回答及び見解

平成4年12月4日
千葉支社

申し入れ事項	回答及び見解
1 「実設訓練」において、電車の操縦資格を保有しない者に運転を担当させたことについて、経過、具体的的事実および責任を明らかにすること。	本訓練は、訓練専用車両を用いた訓練列車により、線路及び車両を熟知した指導担当者が、訓練受講者の脇に付添い異常時対応訓練を行うものであり、限られた訓練期間の中で最大限の効果を上げるために、全区所を一同に集め集中的に行ってきました。この訓練については、平成3年2月より、木更津支区の本線運転士についても実施したものである。
2 今後予定されている「実設訓練」について、気動車運転士については、気動車を使用して行なうこと。	今後は社会的に誤解を受けないよう、気動車運転士に対しては、気動車を使用した実設訓練を検討する考えである。

格差回答を撤回せよ！

日貨労の「2.6ヶ月」妥結運動！